

3-4-3 その他

1. 傾斜路の両側には35cm程度の立ち上がり部、及びさくその他これに類する工作物を設ける。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。
2. 高欄は路面から高さ1.1m程度の高さとし、落下等の危険のない構造とする。また、笠木の幅は10cm以上とすることが望ましい。
3. 傾斜路の始終部には、2.0m以上の平坦部を設けることが望ましい。

傾斜路の両側には35cm程度の立ち上がり部を設け、車いすの飛出し、杖の滑落、物品の落下、雨水の流下等を防止すると同時に、斜路の端部であることを認識可能な構造とする必要がある。

歩行が不安定な高齢者や障がい者、子供の乗り越え等を考慮すると高欄の高さは1.0m以上必要であり、自転車の利用がある場合は、自転車利用者の転落を防止するための高さとして1.1～1.2m程度必要である。笠木の幅は10cm以上とし、物などが置かれられないように曲面にするなどの工夫を行うことが望ましい。

傾斜路の始終部は、車いす使用者同士の横断方向のすれ違いを考慮し2.0m以上の平坦部を設けることが望ましい。



写真3-4-1 傾斜路の設置事例（兵庫駅南出口付近）

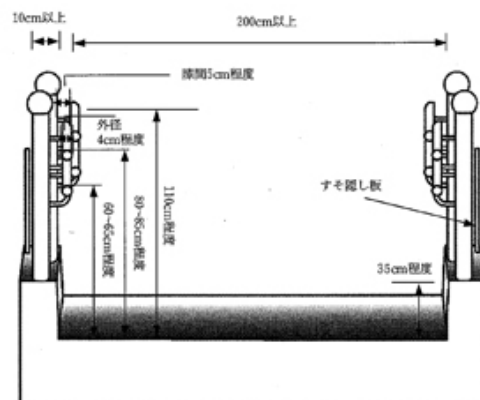


図3-4-3 傾斜路の断面

参考資料：手すりの設置について

- 高齢者（65歳以上）の歩幅が60cm程度であること、特に階段を下りる場合は手すりにより大きな力を掛けるため、階段等端部において始めて両足が水平に着く状況でも手すりを利用できるよう、手すりの水平区間を60cmとする。
- 手すりの高さは、既存の都道府県マニュアル等を参考に80～85cm、60～65cmの二段式、壁との隙間は5cm程度とし、端部は滑らかに曲げる等して処理するものとする。
- 年齢と歩幅の関係について

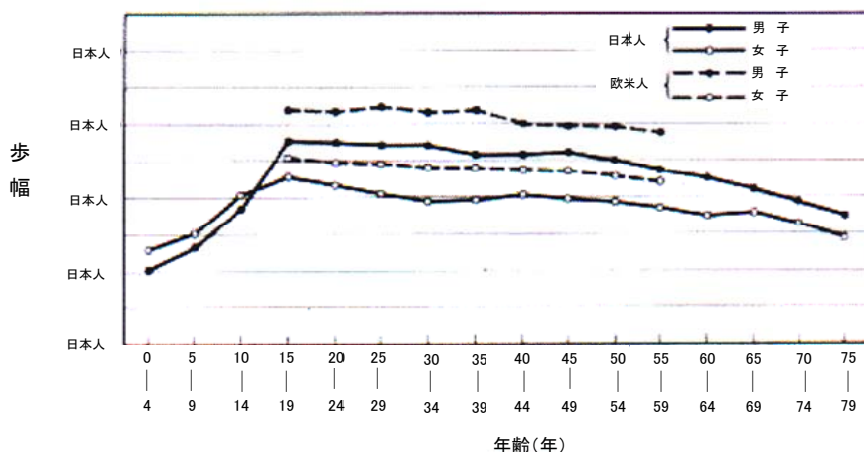


図3-4-4 《年齢と歩幅》

『建築設計資料集成』日本建築学会 編参考26

- 手すりの高さについて

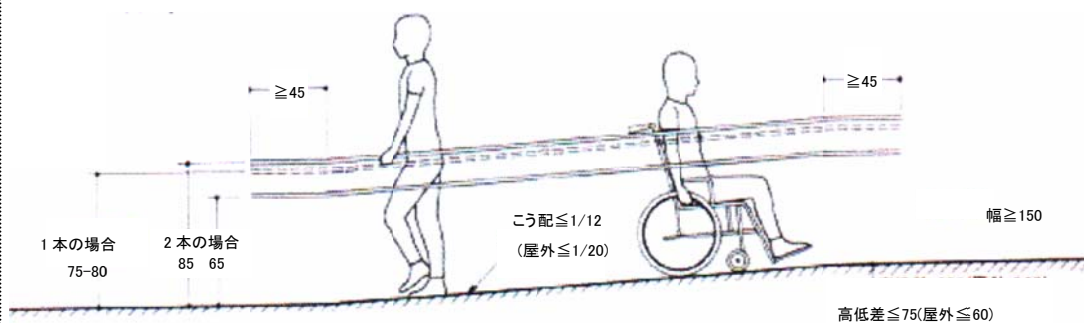


図3-4-5 斜路の機能寸法

『建築設計資料集成』日本建築学会 編参考26

- 手すりの設置について

東京都など各都道府県の福祉のまちづくり整備マニュアル等において、階段、傾斜路、通路等の設置する手すりは二段式とし、その高さは60～65cm、80～85cmとされている。

『施設整備マニュアル』東京都参考27 他

- 手すりとの壁の関係、端部について

- 壁との関係：壁との隙間は、5～6cmとし、手すりの下側で支持する。
- 端部：端部は下方または壁面方向に曲げる。

『福祉インフラ整備ガイドライン』監修 建設大臣官房技術部調査室参考28